

小児・AYA世代がん患者の 在宅療養を支援します

小児・AYA（小児、思春期および若年成人）世代のがん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる費用の一部を助成します。

※AYAは、Adolescent and Young Adultの頭文字をとったもの。

- 対象者 次の全てに当てはまる人
 - ◇市内に住所を有する40歳未満
 - ◇がん患者（介護保険における特定疾病としてのがんの定義および診断基準に該当する）
 - ◇在宅での療養において、生活支援または介護が必要
 - ◇他の事業で、同様の助成を受けることができない

●対象となるサービス

- ◇訪問介護
 - ◇訪問入浴介護
 - ◇福祉用具の貸与・購入（車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、腰掛便座、入浴補助用具 など）
- 助成内容 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与・購入に要する費用（1カ月あたり上限6万円）のうち、9割に相当する



☎(501)2222

●申請と問い合わせ先

すこやか長寿課健康長寿担当
(すこやか交流プラザ内)

●額の助成
※その月の6万円を超えた部分は自己となりませす。

●利用方法 申請書（申請先で配布）と主治医の意見書をすこやか長寿課に提出。利用決定を受けた後にサービスを受け、その領収書を添えて助成の請求をしてください。（申請書などは、市のホームページからダウンロードできます。）

特別児童扶養手当

受給には申請が必要です

●対象者 精神または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している父母または養育者

※次のいずれかに当てはまる人は、支給されません。

- ◇父母または養育者と児童の住所が国内にない。
- ◇対象児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができない（障害児福祉手当は年金ではありません）。

◇対象児童が児童福祉施設に入所している（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）。

●所得が一定額以上ある。 など

●手当月額（児童1人につき）
◇1級 5万2500円
◇2級 3万4970円

●支給月 ◇4月（12～3月分）◇8月（4～7月分）◇11月（8～11月分）

※申請の翌月分から手当を受けることができます。詳しくは、問い合わせてください。

●申請と問い合わせ先
子育て支援課子育て支援担当
☎(580)1862

令和3年度までかフェスティバル（オンライン開催）

秋の一大イベントであるまでかフェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現地では行わず、オンライン開催とします。詳しくは、広報「大野城」11月1日号と市ホームページを確認してください。

●問い合わせ先

コミュニティ文化課文化政策担当
☎(580)1910

